

平成30年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成30年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、平成30年1月22日から平成30年2月20日までの間ご意見を募集したところ、2名（1名、1団体）の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
全体への意見	埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市の間で連携をとり、食品衛生監視指導を行い、食の安全を確保してください。	埼玉県、さいたま市、越谷市及び川口市と業務連絡会議等により連携を図ります。
	計画公表時期は、実効性のある計画とすることや、市民とのコミュニケーションを充実させるため、年内を目安に計画を公表できるようにしてください。	公表時期につきましては、日々変化する食品をめぐる状況を極力計画に反映させるため、この時期としています。
第4 監視指導計画	2 重点的監視事項 (3) 食中毒病因物質別対策	腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒を防ぐためにも、今年度計画に盛り込まれた、食品提供施設に対する食品取扱者の健康管理、食品の殺菌方法等の腸管出血性大腸菌による食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等を強めてください。
		継続して、食品提供施設に対する監視指導を行うとともに、従業員等に対して、普及啓発、注意喚起等を行います。

	(4) 適正な食品表示への対策	実行性のある計画を作成し、食品表示の新基準に基づく表示へのスムーズな移行ができるように、食品等事業者に対する監視指導をすすめてください。	新基準に基づく表示へのスムーズな移行が図られるよう監視指導を行います。
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施	2 普及啓発事業	「食の安全県民会議」（埼玉県）、「さいたま市食の安全委員会」（さいたま市）のように、川越市でも市民とのリスクコミュニケーションの場を設置してください。	リスクコミュニケーションの場として、食品安全モニター事業を実施しています。
		子ども食堂は、子どものみならず、地域を支える居場所として大きな広がりを見せています。柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導を行ってください。	近隣自治体と事例を共有しながら状況の把握に努め、食中毒予防や衛生管理について指導を行います。
		市民への講座を検討して下さい。	19 ページに記載のとおり、講習会を実施しています。
第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進	3 HACCP 導入の推進	HACCP 導入型基準を導入する事業者が増えることは食の安全を確保するために重要です。本計画の中でも、将来的な HACCP 義務化に備えて、講習会の実施、食品等事業者の業種や業態規模などに応じた助言・指導が、計画として盛り込まれました。導入に向けた取り組みを推進してください。	リーフレットの配布、各種講習会等を通して、HACCP の導入に向けた取り組みの推進に努めます。

その他のご意見（計画（案）に関するもの以外） 1 件